

日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領

【学校教育目標】
自ら学び 共に学び 心豊かでたくましい子の育成

【児童の実態】
素直で人懐っこく、外で元気よく遊ぶ児童が多いが、あいさつが消極的だったり、規範意識が低かったりする児童も見られる。

【いじめ防止対策推進法】
第二条
いじめの定義
第四条
いじめの禁止
第十三条
学校いじめ防止基本方針
第十五条
学校におけるいじめの防止
第二十二條
学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
(平成25年6月28日公布)

【めざす子ども像】
自分で考え 進んで行動する

【学校の実態】
R7年度はいじめ認知件数は1件。事実確認後、保護者と連携をとり、複数教員で指導を行った。被害児童は登校している。

【いじめ防止基本方針】
いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方について示したもの

【東広島いじめゼロ宣言】
友だちのよい所をみつけます
あたたかい言葉をかけます
相手の気持ちを考えます
困っている友だちを一人にしません
いじめを許さない仲間づくりをします
仲間と支え合います
(平成26年 東広島いじめゼロ！子どもサミットにて採択)

【いじめ防止等に係る校内委員会】
校務運営規程(いじめ防止に係る校内委員会)
第17条 いじめの防止に関する措置を実行的に行うため、いじめ防止等に係る校内委員会を設置する。
「いじめ防止等に係る校内委員会」委員構成
校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、心のサポーター、校長が指名する教職員とする。
いじめ相談窓口
校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、心のサポーター

【地域の実態】
地域には、学校に協力的な方が多い。
自然豊かで、田畑が残っている場所もあるが、宅地造成が進み、新しい住宅が増加している。

【生徒指導部】
生徒指導主事を中心として、いじめの未然防止・早期対応に組織的に取り組む。

各教科

○生徒指導の三機能を生かして、基礎・基本の確かな定着を図る。
・学習規律の定着
・根拠を明らかにして倫理的に思考し、自分の考えを伝える授業づくり
・自分の考えを持ち、ともに学び合い、考えを深める学習集団づくり
○共感的人間関係を育成する。
・自己評価、相互評価、教師評価による学びの実感

学校全体の取組
○いじめアンケート(体罰・セクハラを含む)を年に3回行う。
○アンケート結果から、必要に応じて担任と児童との個別面談を6月、11月、2月に実施する。
○生徒指導推進委員会において、いじめの状況把握と指導方針を協議する。
○いじめ対応マニュアルに基づき、いじめを根絶させる。
○学校生活アンケートを年に3回行い、児童理解に生かし、一人一人を大切にす学級経営に取り組む。
○進んであいさつ、黙って掃除など東広島スタンダードを中心に積極的な生徒指導に取り組む。

特別活動

○集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。
≪児童会活動≫
「東広島いじめゼロ」宣言に対する取組
≪学級活動≫
いじめ防止に対する取組
4月:いじめを許さない集団づくり
6月・11月・2月:いじめの実態把握と取組(児童・保護者アンケートから)
≪体験的な活動≫
自然体験、社会・勤労体験
ボランティア体験、集団宿泊活動
≪異年齢集団活動≫
1年生を迎える会、縦割り班掃除、校内オリエンタリング、6年生を送る会

道徳の時間
○道徳的価値に触れさせながら、自己の生き方についての考えを深めることにより、道徳的実践力を育成する。
○生命の尊さを知り、自他の生命を大切にする。
「生命尊重」の授業:年2回(9月の参観授業を含む)

家庭・地域・関係機関との連携

○安心・安全な学校を基盤とする。
○家庭・地域・関係機関との連携を深め、協力体制を確立して、いじめ防止を推進する。
○家庭や地域の一員としての自覚と自己有用感を持ち、その発展に努めようとする態度を育てる。
・ホームページによる学校情報の提供 ・学校だより「川上の森」、PTAホームページ、学年だより配信、配布
・参観日、道徳参観日、各種懇談会の実施 ・PTA活動、地域行事への参加
・マイタウンティーチャー、学校評議員の活動 ・学校経営方針・学校評価の説明、結果公表